

令和5年4月

電話診療についてのご注意

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、診療報酬上の臨時的な特例が終了するため、令和5年7月31日を期限に、電話診療では処方箋が出せなくなります。

8月1日以降、お薬の処方箋が発行できるのは対面診療のみになり、電話診療の予約も出来なくなります。

こころの医療センター
医事企画課